# 【幌別中学校・登別中学校】 統合後の環境整備等に関する方針 (校名等/制服/通学方法)





令和6年3月 登別市教育委員会

### 1 これまでの経緯

登別市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、令和5年9月に、「登別中学校の統合に関する方針」を策定し、令和9年4月1日に、登別中学校を幌別中学校に統合することを決定しました。

統合決定後は、これまでに行ってきた保護者や地域住民有志による話し合いの結果なども踏まえ、両校統合後の環境整備や統合時に生じる課題への対応方法などに関し整理を進め、令和5年11月以降は、学校統合委員会設置要綱に基づき、両校関係者により、幌別中学校と登別中学校の統合に関する学校統合委員会(以下「学校統合委員会」という。)を設置し、検討を行ってきました(※)。

※教育委員会では、「学校統合委員会設置要綱(令和4年4月施行)」に基づき、学校統合に関する方針を決定した際には、当該統合に関する詳細を検討するため、学校統合委員会を設置することとしている。

### 2 学校統合委員会における検討経過

統合にあたり検討を要する次の5項目のうち、③は主に現在の登別中学校区に関わる項目、①、②、④、⑤は主に統合後の新校区に関わる項目となっています。

### 【統合にあたり検討を要する6項目】

- ①校名、校歌、校章について
- ②制服のあり方について
- ③幌別中学校への通学方法について
- 4)特色ある教育の取組について
- ⑤生徒同士の事前交流事業について

このため、学校統合委員会における検討にあたっては、その下に登別中学校区検討部会と新校区検討部会を設け、両部会に分けて協議を行いました。

このうち、登別中学校区検討部会では、令和5年11月から令和6年1月にかけて3回にわたって会議を開催しました。協議にあたっては、保護者を対象に、通学方法に関する意見交換会を開催するなどし、その結果も踏まえて検討を進めました。

また、新校区検討部会では、令和5年12月から令和6年2月にかけて3回にわたって会議を開催し、①及び②に関し協議を行いました。このうち、①については、互いの立場に理解を示しながら活発に意見が交わされたほか、②については、統合校の一体感を創出することなども勘案し、協議を行いました。

その結果、学校統合委員会では、統合後の環境整備などに関する事項のうち、① ~③について考えをまとめ、令和6年3月に、教育委員会に対して、別紙中間意見書が提出されました(学校統合委員会の協議は現在も続けられており、④及び⑤については、その協議が終了次第、あらためて教育委員会に意見書などが提出される予定)。

## 3 統合後の環境整備や統合時に生じる課題への対応方法などについて(統合後の環境整備等に関する方針)

教育委員会では、学校統合委員会の中間意見書の内容も踏まえ、統合後の環境 整備などに関する事項のうち、①校名、校歌、校章について②制服のあり方について ③幌別中学校への通学方法について検討を行いました。

このうち、①については、今回は校舎の新設を伴わず、引き続き幌別中学校の校舎を使用することなどを踏まえ、子どもたちや保護者、地域住民の理解しやすさなどを念頭に検討を進めたほか、②については、統合後の学校に一体感を創出することを念頭に、制服の選定過程を工夫することなどによって、子どもたちが統合に肯定的なイメージを持てるよう検討を行いました。

また、③については、子どもたちの安全や通学による経済的負担を軽減することを 最優先に検討を行いました。

それら検討の結果、教育委員会としては、統合後の環境整備などに関する事項の うち次の3項目について、次の方針をもって対応することとします。

### 【統合後の環境整備等に関する方針(校名等/制服/通学方法)】

### ① 校名、校歌、校章について

今回は幌別中学校の校舎を引き続き使用することなどから、同校の校区拡大と整理し、統合後の学校の校名は「幌別中学校」、校歌及び校章についても、 幌別中学校のものを継続して使用する(存続校は幌別中学校とする)。

### ② 制服のあり方について

統合後の学校では新たな制服を導入する。なお、統合時に、全学年、全生徒が同じ制服を着用できるよう、令和7年度の新入学生より、統合前の両校で先行して新制服を導入する。また、制服の選定方法については、その選定過程に子どもたちが関与する機会を設けることを基本とする。

#### ③ 幌別中学校への通学方法について

幌別中学校への通学方法はスクールバスとする(輸送人数によりタクシーでの通学が可能な場合にはスクールタクシー)。なお、その運行方法などについては、バス事業者の動向などを踏まえ、あらためてPTA等と意見交換を行い、その結果も勘案し検討する。

なお、統合後の環境整備などに関する事項のうち、残る2項目(④特色ある教育の取組について⑤生徒同士の事前交流事業について)については、現在も学校統合委員会で協議が続けられていることから、その協議が終了し、教育委員会に意見書などが提出された後に、あらためて当該項目も含めた方針を策定することとします。

また、教育委員会では、PTA総会などの場で、上記の方針を保護者に直接説明するほか、広報のぼりべつや市公式ホームページ、保護者へのニュースレターなどで周知に努めます。